

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第47号）
（都市計画局住宅室住宅管理課）

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備します。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第47号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「福島復興再生特別措置法第21条」を「福島復興再生特別措置法第30条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)